



三重県公報

平成30年9月14日(金)

第 3040 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
588	漁船損害等補償法の規定による付保の同意を求める旨の届出及びその関係調書の縦覧	(漁業環境課)	2
589	同件	(同)	2
590	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
591	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	4
592	同件	(同)	4
593	同件	(同)	4
594	同件	(同)	5
595	同件	(同)	5
596	土地収用法の規定による事業の認定	(公共用地課)	6
597	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	7
598	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	8
599	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防災砂防課)	8
600	土砂災害警戒区域の指定	(同)	8
601	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	8
海 調 委 告 示			
7	定置漁業の保護区域を定めた旨	(海区漁業調整委員会)	11
8	三重海区におけるふぐはえなわ漁業についての指示	(同)	12
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	13
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	13
	建築基準法の規定による道路の位置指定の変更及びその関係図書の縦覧	(同)	14
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(出納局)	14

告 示

三重県告示第 588 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
志摩市阿児町安乗 219-3	山川 源一	志摩北	三重外湾漁業協同組合
志摩市浜島町浜島 484-2	柴原 一徳	志摩北	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成 30 年 9 月 14 日から同月 28 日まで

(2) 縦覧場所

志摩市阿児町安乗 355-22 三重外湾漁業協同組合志摩支所安乗事業所

三重県告示第 589 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
志摩市志摩町和具 696-1	大山 忠秋	志摩南	三重外湾漁業協同組合
志摩市大王町波切 1194-3	小河 光昭	志摩南	三重外湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成 30 年 9 月 14 日から同月 28 日まで

(2) 縦覧場所

志摩市志摩町和具 1896-53 三重外湾漁業協同組合志摩支所和具事業所

三重県告示第 590 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 9 月 14 日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ多度店

桑名市多度町戸津字森下 451 番地 1 ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

駐車場	収容台数	位置
駐車場 1	141 台	縦覧による
駐車場 2	360 台	縦覧による
合 計	501 台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位置
駐車場 1	141 台	縦覧による
駐車場 2	152 台	縦覧による
合 計	293 台	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名 称	開店時刻	閉店時刻
ユニー株式会社	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社セリア		

(変更後)

名 称	開店時刻	閉店時刻
ユニー株式会社	午前 9 時 00 分	午後 9 時 30 分
株式会社セリア		

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
駐車場 2	

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 8 時 30 分から午後 10 時 00 分まで
駐車場 2	

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場 1	4 箇所	縦覧による
駐車場 2	10 箇所	縦覧による
合 計	14 箇所	

(変更後)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場 1	4 箇所	縦覧による

駐車場 2	9 箇所	縦覧による
合 計	13 箇所	

- 3 変更する年月日
平成 31 年 4 月 18 日
- 4 届出の日
平成 30 年 8 月 17 日
- 5 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 6 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 9 月 14 日から平成 31 年 1 月 15 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 591 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A コープうれしの店
松阪市嬉野中川新町四丁目 156 番地
- 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 9 月 14 日から同年 10 月 15 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 592 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
J A 松阪黒部総合センター
松阪市東黒部町天神 1 番地
- 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 9 月 14 日から同年 10 月 15 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 593 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称及び

所在地並びに大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更) に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パロー大黒田店
松阪市大黒田町字西出 1248 番
- 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 9 月 14 日から同年 10 月 15 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 594 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ郷津店
松阪市郷津町 204-1 ほか 31 筆
- 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 9 月 14 日から同年 10 月 15 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 595 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
近鉄プラザ桔梗が丘
名張市桔梗が丘 1 番町 1 街区 2 番 1 ほか
- 2 名張市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ア 来店者の車両等により、歩行者や他の車両等の通行の安全に支障をきたす事態が生じた場合は、関係機関と協議し、必要な対策を講じること。
 - イ 隔地駐車場の出入口が面する道路は、一方通行規制となっていることから、入出庫の際に車両が逆走することを防止するため、運転者が視認しやすい位置に注意喚起のための看板を設置するなど必要な対策を講じること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項

ア 三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 15 条に基づき、貴店駐車場の利用者に対して看板の掲示や店内の放送により、駐車中の自動車等のアイドリングストップの周知の徹底を行うこと。

イ 騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）第 1 条に基づく特定施設を設置した事業場については、当該事業場の敷地境界において、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に定める騒音の規制基準が適用されるため、この規制基準を遵守すること。なお、桔梗が丘幼稚園敷地 50m 以内の所については、排出基準が 5dB 厳しくなることを留意すること。

ウ 騒音の予測値が基準を上回る地点があるため、基準値を下回るよう防音対策を講じること。

(3) 廃棄物に係る事項

店舗敷地面積及び駐車場台数の変更に伴って発生する廃棄物について、関係法令を遵守し適正に処理すること。

(4) その他の事項

次代を担う青少年の健全育成を願い、地域、学校、行政及び警察等が一体となった「名張少年サポートふれあい隊」が非行防止・環境浄化を目的にパトロール活動を通じて青少年に「愛のひと声」をかけている。近鉄プラザ桔梗が丘（ぎゅーとら名張桔梗が丘店）がオープン後、月数回程度、パトロールのため店舗内を巡回するので、その際、青少年の様子等気づいた点がある場合は伝えること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 9 月 14 日から同年 10 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 596 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき事業の認定を行いましたので、法第 26 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 起業者の名称

松阪市

2 事業の種類

松阪市本庁舎駐車場拡幅事業

3 起業地

(1) 収用の部分

三重県松阪市殿町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

松阪市本庁舎駐車場拡幅事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第 31 号「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

起業者である松阪市は、本件事業に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

松阪市本庁舎駐車場は、公用車台数増加を背景に、その不足が深刻化してきた。起業者は、近隣地を買収するなど対策を施してきたが、起業者が平成 28 年に市民を対象として行った調査において、過半数の人が駐車場不足を感じているとの結果となるなど、依然として来庁者の利便性が損なわれている状況であ

る。さらに、来庁者が周辺道路に停車したとき、職員が車両を誘導する必要などが生じており、行政事務にも支障を来している。

本件事業は、このような状況に対応するため、施行されるものである。本件事業の実施により、必要な台数分の来庁者駐車場が確保されることで、来庁者の利便性の向上や行政運営の円滑化が期待される。

以上により、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）に基づく対象事業に該当しない。起業地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）の規定により保護のため特別な措置を講ずべき動植物も見受けられない。また、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地を含んでいるが、起業者は、必要な通知及び協議を行うこととしている。

これらのことから、当該事業を施行することにより失われる利益は軽微であると判断される。

ウ 事業の合理性

起業地は、本庁舎敷地との位置、利用者の安全性及び利便性、土地形状を条件に選定された 3 箇所の候補地から総合的に比較検討を行った結果、最も合理的な案を採用したものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められ、本件の事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。したがって、本件事業は、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、駐車場不足により生じている市民サービスや行政事務上の支障を解消しようとするものであることから、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、起業地の範囲には、一時的な利用に供されるものはなく、全て恒久的に本件事業の用に供されることから、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は土地を収用する公益上の必要があるものであると認められる。したがって、本件事業は、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は法第 20 条各号の全ての要件を充足するものと判断される。

以上により、起業者から申請のあった本件事業について、法第 20 条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

松阪市役所総務部財務課

三重県告示第 597 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 167 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市阿児町鶴方字山口 393 番 24 地先 から 志摩市阿児町鶴方字山口 393 番 243 地先 まで	旧	17.20～18.24	11.35
	新	17.20～36.06	11.35

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市山出字岩ヶ谷 1567 番 2 地先 から 伊賀市山出字岩ヶ谷 1568 番地先 まで	旧	29.30～34.00	50.10
	新	32.70～65.40	50.10

三重県告示第 598 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 六軒鎌田線	松阪市大平尾町字六地藏 301 番地先 から 松阪市大平尾町字六斗前 489 番 3 地先 まで	平成 30 年 9 月 14 日
県道 鶴殿熊野線	南牟婁郡紀宝町神内字下モ前 1605 番 2 地先 から 南牟婁郡紀宝町神内字下モ前 1607 番 8 地先 まで	平成 30 年 9 月 14 日

三重県告示第 599 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県松阪建設事務所及び明和町役場に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
池村 2 地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
多気郡明和町大字池村
- 3 区域の土地の表示

多気郡明和町大字池村字大道 570 番 1 の一部、570 番 2 の全部、571 番 1 の一部、571 番 2 の一部、573 番 1 の一部、574 番の一部、575 番 1 の一部、575 番 2 の一部、575 番 3 の全部、575 番 4 の一部及び 575 番 5 の全部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第 600 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
広木谷	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
上野(1)	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
奥の谷 1	伊勢市宇治館町 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 601 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
西山田	伊勢市神菌町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
五郎谷	伊勢市神菌町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
木場谷	伊勢市神菌町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中尾谷	伊勢市神菌町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上野(2)-1	伊勢市上野町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上野(2)-2	伊勢市上野町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
石伝第一	伊勢市上野町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
石伝第二	伊勢市上野町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
奥の谷 2	伊勢市鹿海町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
浦田川 1	伊勢市宇治浦田町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
浦田川 2	伊勢市宇治浦田町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
浦田川 3	伊勢市宇治浦田町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
滝倉	伊勢市宇治浦田町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
今在家谷川	伊勢市宇治中之切町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西行谷(1)	伊勢市宇治館町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西行谷(2)	伊勢市宇治館町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
宇田	伊勢市一字田町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
宇治浦田(1)	伊勢市宇治浦田 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
宇治今在家 1	伊勢市宇治今在家町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
一字田 2	伊勢市一字田町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鹿海 2	伊勢市鹿海町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治浦田 1	伊勢市宇治浦田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治 2	伊勢市宇治中之切 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治 3	伊勢市宇治館 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

神菌 1	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神菌 2	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 6	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠部 1	伊勢市楠部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠部 2	伊勢市楠部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠部 3	伊勢市楠部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一字田 3	伊勢市一字田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一字田 4	伊勢市一字田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治浦田 2	伊勢市宇治浦田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治浦田 3	伊勢市宇治浦田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治浦田 4	伊勢市宇治浦田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 2	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 3	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神菌 3	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 4	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠部 4	伊勢市楠部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一字田 5	伊勢市一字田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治浦田 5	伊勢市宇治浦田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 5	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治浦田 6	伊勢市宇治浦田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 1	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠部 5	伊勢市楠部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一字田 6	伊勢市一字田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 7	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 8	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 9	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 10	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

鹿海 3	伊勢市鹿海町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠部 6	伊勢市楠部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠部 7	伊勢市楠部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠部 8	伊勢市楠部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治浦田 7	伊勢市宇治浦田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治浦田 8	伊勢市宇治浦田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治 4	伊勢市宇治中之切 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鹿海 4	伊勢市鹿海町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供します。)

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 7 号

定置漁業(通称大型定置漁業)は漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 10 条に基づいて漁業権が付与されていますが、このほかに定置漁業の保護区域について、同法第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成 30 年 9 月 14 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 保護区域(別図参照)

次の直線 A、B、C 及び D の 4 直線によって囲まれた区域

(1) 沖合の線(A)

身網の突き当たりから沖へ 300 メートル離れた所を通り、両側の台を結ぶ線又は台が 2 個ある場合はその中間点を結ぶ線(以下「基線」といいます。)に平行な直線

(2) 側面の線(B及びC)

基線の延長線上を前方の台から前方へ 500 メートル離れた所及び後方の台から後方へ 300 メートル離れた所を通り、基線の延長線と直角な 2 直線。ただし、両口網の場合は、基線の延長線上を両側の台から両方へ 500 メートル離れた所を通り、基線の延長線と直角な 2 直線

(3) 沿岸の線(D)

垣網の磯側の末端を通り、基線に平行な直線

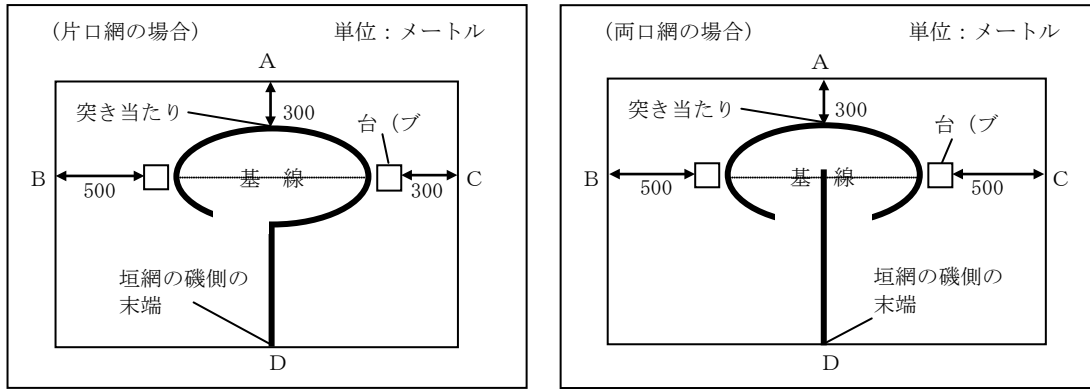
2 禁止行為

1 の保護区域においては、遊漁(水産動植物を採捕する行為をいいます。)又は集魚灯を使用する漁業をすることはなりません。ただし、共同漁業権者及び定置漁業権者の同意を得た場合は適用を除外します。

3 指示する期間

平成 30 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで

別図



三重海区漁業調整委員会告示第8号

三重県海面におけるふぐはえなわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成30年9月14日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 禁止漁具

浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具及びたてなわ漁具。ただし、浮きはえなわ漁具及びたてなわ漁具については、志摩市阿児町志島と同市大王町畔名境界から基点1（北緯34度18分01秒 東経136度58分08秒（経緯度数値については世界測地系によります。））を結んだ線と基点1より118度00分（真方位）に延長した線より以南の海域を除くものとします。

なお、基点1の日本測地系による経緯度数値は、北緯34度17分49秒 東経136度58分19秒です。

2 操業禁止期間

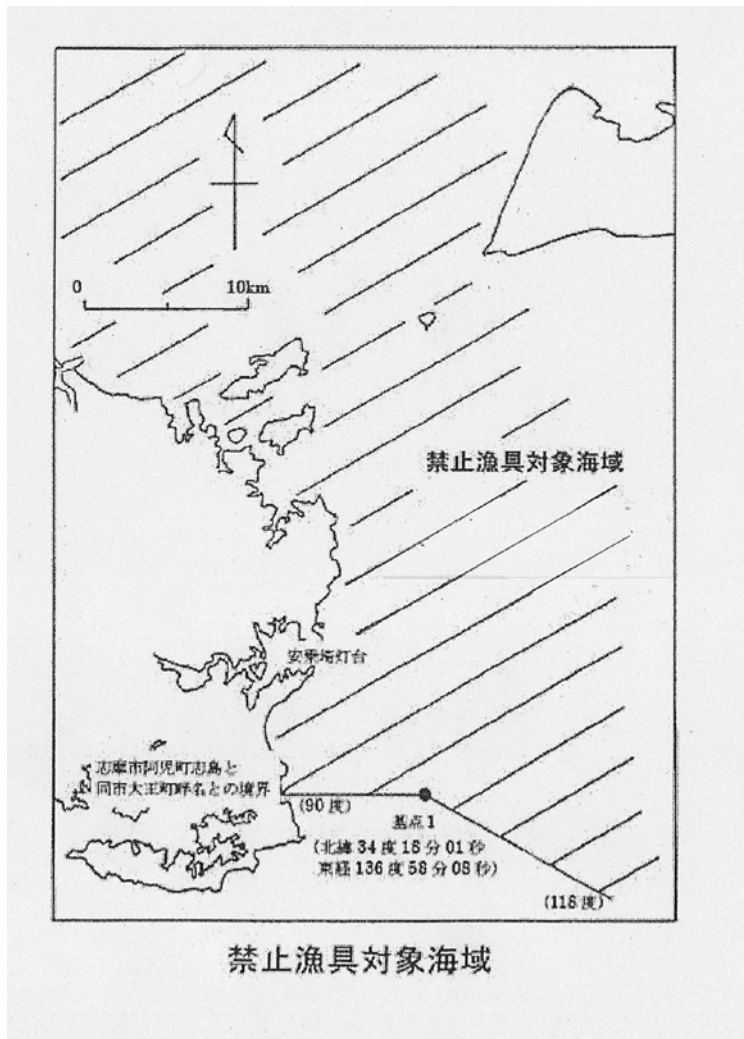
3月1日から9月30日まで

3 採捕禁止の対象

600グラム未満のトラフグ

4 指示の有効期間

平成30年10月1日から平成31年9月30日まで



公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県市町総合事務組合管理者から通知がありました。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（UAV）
- 2 作業期間
平成 30 年 8 月 24 日から平成 31 年 6 月 14 日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市和泉町及び同市江島台 2 丁目

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 9 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 8 月 21 日	伊勢市小俣町本町 341-265	東京都新宿区西新宿 2 丁目 4-1 ミサワホーム株式会社

		代表取締役 磯貝匡志
平成30年 8月23日	伊勢市小俣町明野 433	津市栄町1丁目891 三重県労働者住宅生活協同組合 理事長 中居信明
平成30年 8月23日	三重郡菰野町大字菰野字茶屋の上 9741-2	三重郡菰野町大字菰野 1916-2 ポンヌジャン ス301 増川陽介 増川恵里子
平成30年 8月27日	伊賀市小田町字泥畑 265 の一部ほか6筆ほか	和歌山県新宮市新宮 3647 株式会社イーストトレジャー 代表取締役 上村慎一郎
平成30年 8月30日	松阪市五反田町2丁目1314-1ほか3筆ほか	松阪市西町283-1 創和不動産株式会社 代表取締役 世古政弘
平成30年 8月30日	三重郡川越町大字当新田字宮前 587ほか1筆 及び字中通 516-1	四日市市午起2丁目3-17 大日運輸株式会社 代表取締役社長 水谷義雄
平成30年 8月31日	亀山市小川町字起シ 1458-1ほか5筆、字下廣 1539 ほか18筆及び字山口 1574-1ほか7筆並びに白木町 字上垣内 2248ほか6筆、字新田 2483-1ほか15 筆、字上廣 2590ほか64筆及び字北谷 2647ほか33 筆ほか	愛知県刈谷市豊田町2丁目1 株式会社豊田自動織機 代表取締役社長 大西朗
平成30年 8月31日	松阪市魚見町字下起 1165-1ほか2筆	松阪市魚見町275 魚見町自治会長 中川辰己
平成30年 8月31日	名張市蔵持町原出 315-4 の一部ほか9筆	名張市富貴ヶ丘6番町42-21 社会福祉法人任天会 理事長 上岡ひとみ
平成30年 9月4日	員弁郡東員町大字山田字浦畑田 622-1ほか5筆	三重郡朝日町大字縄生 342-1 株式会社高橋地所 代表取締役 高橋松太郎

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路について、次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成30年9月14日

三重県知事 鈴木英敬

変更年月日	指定期年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
		氏名	住所		道番	路号	幅員(m)
平成30年 8月30日	昭和53年 6月8日	三木自動車株式会社 代表取締役 三木一三	大阪市福島区大 開2丁目4-11	志摩市浜島町迫子 字大崎 897-23ほか 1筆及び字宝地 2619-54ほか4筆	A	6.0	201.7
					B	6.0	9.4

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成30年9月14日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 特定役務の名称 三重県財務会計・予算編成支援システム再構築に係るサーバ機器類購入及び保守業務
- 2 担当部局 津市広明町13番地
三重県出納局出納総務課
- 3 落札者決定日 平成30年8月7日

- | | | |
|---|-------|---|
| 4 | 落札者 | 津市桜橋2丁目149番地
西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 大西 秀隆 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 223,418,500 円
契約金額 223,418,500 円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成30年6月5日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
